

3月、4月は転入・転出のシーズンです。水道の使用中止や開始の手続きを忘れずをお願いします。大変混み合う時期ですので、引っ越しの一週間前までに手続きをお願いします。

上下水道の広場



引っ越しの季節、水道の手続きもお忘れなく！

電話で手続き

上下水道局お客様センター

☎(0226)8431

(平日の午前8時30分～午後5時15分)

インターネットで手続き

水道の使用中止や開始の手続きはインターネットでもできます。詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。
<http://www.city.akita.jp/city/ws/>

■使用を中止するとき

次のことをお知らせください

・お客さま番号(水道使用量・料金等のお知らせ)「納入通知書兼領収書」に記載されています)

・住所(アパート名と部屋番号も)

・氏名(水道使用者名)

・電話番号(携帯電話も可)

・引っ越し日(使用を中止する日)

・引っ越し先の住所

・ご連絡いただいたかたの氏名

*市内で引っ越しする場合は、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできますので、忘れずをお願いします。

■使用を開始するとき

次のことをお知らせください

・住所(アパート名と部屋番号も)
・氏名(水道使用者名)



・電話番号(携帯電話も可)

・引っ越し日(使用を開始する日)

・ご連絡いただいたかたの氏名

*アパートや貸家などの玄関・ポストにある「口座振込申込書」でも届け出ができます。必要事項を書いて、返信用封筒でお送りください。

*入居したときに水が出るかを確認してください。水抜き栓を操作しても水が出ないときは、上下水道局お客様センターへご連絡ください。☎(0226)8431

■水道料金などのお支払いは 便利な口座振替で

水道料金や下水道使用料などのお支払いは、口座振替をご利用ください。預金通帳と通帳印を持ち、取り扱い金融機関または上下水道局お客様センター(川尻みよし町14-8)で手続きしてください。

□座振替をご利用のかたは、2か月ごとの支払いを「毎月払い」にすることが可能です(メーター検針は2か月ごと)。なお、毎月支払いをしているかたで、2回続けて振り替えができなかったときは、このサービスを利用できなくなりますのでご注意ください。

■口座振替を利用しているかたが

引っ越しをするときは

①市内で引っ越しする場合は、申し込まれると引っ越し先でも同じ口座を継続してご利用できます

②引っ越しに伴って振替口座を解約する場合は、金融機関やコンビニエンスストアで支払



昨年の秋田市総合防災訓練で行われた、水道管などの復旧工事のデモンストレーション

災害への備え万全に

突然の地震は、水道・電気・ガスなどのライフラインに大きな影響を与えます。各ご家庭でも、日頃から地震への備えは万全にしておきましょう。

■1人1日3ℓ。飲料水の確保を

生命を維持するために必要な水の量は、1人1日3ℓとされています。地震により断水になった場合、応急給水態勢が整うまでは、各家庭で水を確保しなければなりません。食料と同じように、飲料水も最低3日分は確保しましょう。

■水のくみ置き方法

フタのできる清潔な容器に、空気が残らないよう口元いっぱいまで水道水を入れ、しっかりフタを閉めて、直射日光の当たらない場所で保管してください。

保管しておいた水道水は、消毒作用のある塩素が徐々に無くなりますので、3日に1回は入れ替えてください。フタを開けた場合は、その都度新しい水道水に入れ替えてください。

■お風呂の水も有効に使いましょう

お風呂の残り湯は、災害時の消火用水や断水時のトイレの流し水など、さまざまな用途に利用できます。すぐに流さずに貯めておきましょう。

なお、残り湯を貯めておく際は、フタをするなどして事故防止もお忘れなく。

■一番近い給水拠点の確認を

地震により断水した場合は、指定されている小・中・高校などの避難施設へ、給水バッグなどで応急給水を行います。

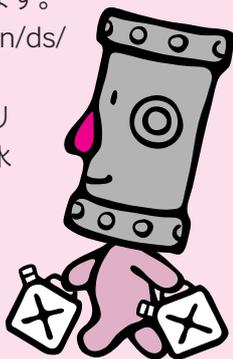
自宅から一番近い避難施設を確認しておきましょう。避難施設は、秋田市民便利帳や下記ホームページ「秋田市防災コーナー」に掲載しています。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/>

■応急給水容器の準備

飲料水を確保するための清潔なポリ容器などを準備しておく、応急給水を受けるときに便利です。

ポリ容器は、水を入れ、持ち運ぶときの重さを考え、形や大きさを選びましょう。



うことがでできる納入通知書をお送りします
*①②とも、引越しの手続きの際にお申し出
ください。

■こんなときはご連絡ください

- ・届け出をしている水道の利用者や、共同住宅などの所有者が変わったとき
- ・家屋の解体などで水道の使用を中止するとき
- ・長期出張、旅行、入院などで長期間水道を使用しないとき
- ・水道の使用を休止している住宅で、一時的に使うとき

■水道水以外を使う場合の下水道使用料など

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用し、その排水を公共下水道や農業集落排水、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料を負担していただくこととなります。そのため、水道水以外の使用を開始または中止する場合は、お客様センターへ必ず届け出てください。

また、現在、水道水以外を使用していて、まだ届け出をしていないかたも、お客様センターへご連絡ください。